

下呂市市有林整備事業（小坂町小坂町南畑地区）に関する基本協定書

下呂市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり下呂市市有林整備事業（小坂町小坂町南畑地区）に係る基本協定を締結する。

（信義忠誠の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（協定の対象となる森林）

第2条 この協定の対象とする森林（以下「協定森林」という。）は、別紙1に表示する森林とする。

（協定の期間）

第3条 この協定の協定期間は、次のとおりとする。

令和 8年 4月 1日から

令和13年 3月31日まで

（提案型施業実施及び協定森林内の木材の取引）

第4条 甲は、乙に対して、協定森林をその区域に含む下呂市森林整備計画、この協定（別紙2に示す森林施業の実施に当たっての特記事項を含む）及び第9条の単年度事業計画書に従い、立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業および作業路網その他の施設の整備の実施事業（以下「提案型施業」という。）を承認し、乙は、これを実施する。この他、甲及び乙は、第17条の定めに従い、協定森林内の木材の取引を行うものとする。

2 森林の保護等のため、異常を発見したときは甲に報告するものとする。

3 甲は、この協定の履行について、乙から要請があった場合にはこれに協力するものとする。

（森林への立入り及び施設の利用等）

第5条 乙は、前条に定める事業の実施及び木材取引（取引後の搬出作業等を含み、事業及びこの協定に基づき乙が行うべき事項を総称して、以下「提案型施業等」という。）のため必要があるときは、協定森林に随時立ち入り、又は乙以外の者を立ち入らせ、あるいは協定森林の土地及び協定森林内に設置された作業路その他の施設を使用し、又は乙以外の者に使用させることができる。

2 乙は、提案型施業等の実施のため必要があるときは、協定森林内に作業路その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設を点検し、必要があるときは、甲と協議し必要な措置をとるものとする。

（第三者による実施）

第6条 乙は、提案型施業等の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わしてはならない。但し、あらかじめ甲の承認を受けたときはこの限りでない。

2 乙が提案型施業等を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行なうものとし、提案型施業等に関して乙が使用する第三者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

（森林経営計画の作成及び実行）

第7条 乙は、この協定により属された権限にもとづき、協定森林について単独又は他の森林所有者

若しくは森林所有者から森林の経営の委託を受けた者と共同して森林法第11条に規定する森林経営計画を甲と協議して作成し、その認定（変更の認定を含む。）を受けるとともに、森林経営計画に従い、森林の経営を行うものとし、甲は乙から要請があった場合にはこれに協力するものとする。

（補助金の交付申請等）

第8条 乙は、第7条の森林経営計画の認定を受けた場合、必要に応じて、提案型施業等に係る補助金の交付申請及び受領を行なうものとする。

（単年度事業計画書等の作成）

第9条 乙は、提案型施業の実施に際しては、予め、甲乙協議して別途定める単年度事業計画書及び業務スケジュールを作成し、甲の承認を得るものとする。

2 乙は、単年度事業計画書に明示する提案型施業の実施箇所において、事業量の20%を超える増減がある場合は、その内容及び理由を明示して甲の承認を得るものとする。

（提案型施業に関する実施状況の報告及び是正要求等）

第10条 甲は、必要があると認めるときは乙に対して提案型施業の実施状況及び経営状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

2 甲は、提案型施業の実施の状況について、適切でないと認めたときは、乙に対して是正を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の是正要求があった場合で、その是正要求が妥当である場合は、その是正要請に対して誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

（損害の填補等）

第11条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を生じさせたときは、その損害に相当する額を支払うものとする。

2 この協定に関して乙の責に帰すことのできない事由によって甲に損害が生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決にあたらなければならない。

3 乙が提案型施業等の実施、その他この協定によって属せられた権限に基づき行う行為に関し補助金等の交付を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因が乙の責に帰さない場合には、乙はその返還義務を負わないが、その対応については甲乙協議を行ないその対応を決定するものとする。

（災害等による提案型施業等の不実施等）

第12条 次の各号に掲げる場合において、提案型施業等を実施する予定の森林について提案型施業等を実施することが不可能又は不適当となったときは、乙は、当該提案型施業等の一部又は全部を実施しないことができる。

(1) 災害その他の原因により協定森林の全部又は一部が損壊したとき

(2) 路網の損壊等により協定森林への到達が困難となったとき

(3) 協定森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(4) この協定に基づき甲乙間で行われることになっている協議（第17条により実施される甲乙間の協議を含む）が整わないとき、または経済環境や行政対応などの外的環境の大幅な変化により事業の継続があきらかに困難になったとき

- 2 前項の規定により提案型施業等が実施されないこととなった場合において、それまでに当該提案型施業等の一部が実施されていたとき、その実施に要した費用は、当該不実施の原因が乙の責に帰さない場合には、第16条に定める負担金の支払い限度額の範囲で甲が負担するものとする。

(単年度事業実施報告書の作成)

第13条 乙は、実施した提案型施業の結果について、単年度毎に甲乙協議して別途定める事業実施報告書を作成し、甲が指定する期日までに提出しなければならない。

(確認検査)

第14条 甲は、前条の規定により提出された事業実施報告書を遅延なく審査するとともに必要に応じて現地の調査等を行うものとする。

(費用負担)

第15条 対象森林における森林整備等を実施するために要した費用については、補助金および、木竹の売上を充てるものとし、甲は、事業に係る経費、搬出経費および、事務経費等に要した全ての経費等について、負担しないものとする。

(負担金の支払限度額)

第16条 この協定において、第12条2項に基づき甲が負担する負担金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、5年間で¥14,555,000円とする。

- 2 予算上の都合その他の必要があるときは、甲と乙とが協議して、前項の支払限度額の範囲内において、支払額を変更することができる。

(協定保証金の免除)

第16条の2 この協定の協定保証金は、免除する。

(協定森林内の木材についての取引)

第17条 協定森林にある立木は、甲に帰属する。

- 2 乙は、立木の伐採及び取引を行うにあたっては、甲に協議し、この協議が整ったのちに伐採及び取引を行うものとする。
- 3 前項の立木の取引で売却益が生じた場合は、甲へ納入するものとする。

(秘密保持)

第18条 甲および乙は、本協定書に関して相手方から知り得た業務情報、技術情報および財務情報を含む秘密情報について、相手方の書面による事前の承諾を得ることなしに、第3者に漏洩しないものとし、かつ、本協定の目的以外の目的のためには利用しないものとする。ただし、相手方から開示を受ける前に公知だったもの、相手方から開示を受けた後に自己の責によらないで公知となったもの、相手方から開示を受ける前に自己が保有していたものについては、本条の対象となる秘密情報には含まれないものとし、また、法令や裁判所および行政機関に対して開示が求められる場合、相手方に通知して開示することができるものとする。

(協定の解除)

第19条 甲は、乙について、以下の事由が生じたときには、1ヶ月を下回らない期間の催告を行っ

た上でこの協定を解除することができる。

- (1) 乙が第7条の森林経営計画の認定を受けることができない場合又は認定を取り消された場合
 - (2) 乙が正当な理由なく提案型施業を履行せず（第12条に該当する場合を除く。）、第10条の是正要求にも応じない場合
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、この協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は損害額を賠償する責を負わない。
- (1) 乙に破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立がなされ、または強制執行、担保権の実行若しくは保全処分の申立がなされ、または滞納処分を受け、または支払停止若しくは支払不能になったとき
 - (2) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
 - (3) 乙の役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき
 - (4) 乙の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき
 - (5) 乙の役員等が、その属する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用しているとき
 - (6) 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき
 - (7) 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (8) 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき
- 3 乙は、甲が正当な理由を示さずに負担金を支払わない場合、その他甲がこの協定に定める義務を履行しない場合、1ヶ月を下回らない期間の催告を行った上でこの協定を解除することができる。
- 4 12条に定める事由が継続し、これが早期に解消される見込みがない場合は、甲乙協議の上、乙の判断でこの協定の一部（森林整備が未実施の部分）または全部を解除することができる。

（談合その他不正行為による解除）

第19条の2 甲は、乙がこの協定に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行政事件訴訟法」という。）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起さ

れたときを除く。)

- (2) 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る行政事件訴訟法第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）
 - (3) 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、乙が行政事件訴訟法第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき
 - (4) 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、この協定に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき
 - (5) 前号の命令により、乙等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この協定が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき
 - (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき
- 2 前項の規定によりこの協定が解除された場合においては、乙は、支払い限度額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（談合その他不正行為があった場合の違約金等）

- 第 19 条の 3 乙は、この協定に関し、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの協定を解除するか否かを問わず、甲に対して違約金として支払い限度額の 10 分の 1 に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第 1 項第 1 号から第 5 号までのうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売である場合、その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 乙は、この協定に関し、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの協定を解除するか否かを問わず、前項に規定する支払い限度額の 10 分の 1 に相当する額のほか、甲に対して違約金（違約罰）として支払い限度額の 10 分の 1 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を合計した額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 4 前 3 項の規定は、この協定の終了後においても適用があるものとする。
 - 5 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第 1 項及び第 2 項に規定する違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して当該違約金の額を甲に支払わなければならない。

6 乙が第1項及び第2項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(その他の事項)

第20条 この協定に定めのない事項を定め、又はこの協定の内容を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲

岐阜県下呂市森960

下呂市長 山内 登 印

乙

〇〇

印

(別紙1)

協 定 森 林

番号	所 在 地	区域 面積 (ha)	人工林 面 積 (ha)	樹種	齡級	面積 (ha)	区域図
1	小坂町小坂町南畑地区	31.2	26.47	ヒノキ スギ	51 ～ 97	31.2	別紙のとおり
計							

注：1 令和5年3月31現在

2 協定対象森林（作業路網その他の施設を含む。）の所在は、別添の図面のとおり。

(別紙2)

森林施業の実施に当たっての特記事項

1 利用間伐事業

木材資源の有効活用のため、合板・集成材・パルプ・木質バイオマス燃料等に利用可能な曲り材や枝条等についても積極的に搬出するよう努めること。

2 作業路開設事業

作業道等の施工にあたっては、岐阜県作業道設計指針等を遵守すること。

3 妨害又は不当要求に対する通報義務

- (1) 乙は、協定の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は協定の停止をすることがある
- (2) 乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、協定期間内に業務を完了することができないときは、甲に協定期間の延長変更を請求することができる